

件名：【近畿 FIT・FIP 通信】2024 年 7 月 4 日号（近畿地域の再生可能エネルギー事業に関する情報提供窓口 ほか）

近畿 FIT・FIP 通信にご登録の事業者 各位

平素は、エネルギー行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

「近畿 FIT・FIP 通信」は、固定価格買取制度（FIT 制度）及び FIP（Feed-in Premium）制度に関連した情報について、近畿経済産業局から随時メールでのお知らせを行うサービスです。

■今回のトピック

1. 近畿地域の再生可能エネルギー事業に関する情報提供窓口（K フィットセンター）の開設について
2. 再生可能エネルギー発電設備の実態把握のための現地調査について
3. 2024 年度中の再エネ特措法に基づく認定等の申請に関する期限日について
4. 【重要】2023 年 10 月以前に認定を受けた屋根設置太陽光発電設備に関する説明会等の周知義務について
5. NEDO 事業の公募結果および追加公募について

-
1. 近畿地域の再生可能エネルギー事業に関する情報提供窓口（K フィットセンター）の開設について

https://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/new_ene.html

再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の導入以降、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域で多くのトラブルが発生しています。このような状況を踏まえ、近畿経済産業局では専用窓口「近畿再エネ発電設備情報提供窓口（K フィットセンター:K-FIT/FIP Consultation Center）」を設置し、不適切案件等に関するお問い合わせに対応しています。発電事業者、その他関係事業者の皆様に対して、今後 K フィットセンターより通報案件の確認や現地調査等のご連絡をさせていただく場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<リーフレット>

https://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/K-FIT_center_info_R6fy.pdf

-
2. 再生可能エネルギー発電設備の実態把握のための現地調査について

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240607.pdf

<調査の目的>

固定価格買取制度等の導入を契機として、太陽光発電事業を中心に再生可能エネルギーの導入量が急速に拡大しています。

一方で、再生可能エネルギー発電設備の設置に伴い、安全面、防災面、景観や環境への影響が生じていることがあり、さらなる再生可能エネルギーの導入を推進するためには、こうした懸念を払拭する必要があります。

以上を踏まえ、資源エネルギー庁及び近畿経済産業局は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、再エネ特措法という。）に基づく認定計画の内容との一致や関係法令の遵守状況等の分析を行うため、再生可能エネルギー発電設備や周辺の現地調査等を行いますので周知いたします。

<現地調査の概要>

1. 調査方法：現地調査は以下の2種類の方法で実施します。

(1) 外観調査・・・事業地内には立入せず、事業地の外から確認します。事前に認定事業者等に連絡することなく行うことがあります。

(2) 立入調査・・・事業地に立入り、事業地の内部を確認します。立入に際しては、事前に認定事業者等に連絡することがあります。

2. 調査対象：再エネ特措法に基づき認定を受けた事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備

3. 調査期間：令和6年6月～令和7年3月

3. 2024年度中の再エネ特措法に基づく認定等の申請に関する期限日について

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240628.pdf

例年、年度末に再エネ特措法に基づく新規・変更認定申請が集中することから、年度内の案件としてこれらの申請の審査を希望する場合の、申請期限日を設定しています。

今年度も同様の状況となることが想定されることから、下記のとおり認定申請期限日をお知らせします。

また2024年4月から、改正再エネ特措法に基づき、一定の条件に該当する場合には、周辺地域の住民への説明会等の実施を求めています。

なお、説明会については、申請日の3ヶ月前までに開催する等、開催時期に一定のルールを設定していますのでご注意ください。

円滑な審査のため、申請期限日にかかわらず、早期に申請いただきますようお願いいたします。

<申請期限日>

(1) 太陽光（10kW未満）の新規・変更認定申請期限日

【2025年1月7日（火）】

(2) 太陽光（10kW以上）、風力、水力、地熱の新規・変更認定申請期限日

【2024 年 12 月 13 日（金）】

(3) バイオマスの新規・変更認定申請期限日

【2024 年 12 月 2 日（月）】

4. 【重要】2023 年 10 月以前に認定を受けた屋根設置太陽光発電設備に関する説明会等の周知義務について

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

2023 年 10 月から新たな区分として設置された屋根設置太陽光発電設備に関しては、説明会等の周知義務は不要となっております。

なお、2023 年 10 月以前に認定を受けた屋根に設置された太陽光発電設備に関しても、屋根設置太陽光発電設備を認定する際に提出を求めている全ての資料（施行規則第 4 条の 2 第 2 項 8 号の 2 イからニ）の提出があった場合は、屋根設置太陽光発電設備であるとみなし、説明会等の周知義務は不要として取り扱いますので、周知いたします。

5. NEDO 事業の公募結果および追加公募について

https://www.nedo.go.jp/koubo/FF1_100405.html

森林・林業等と持続可能な形で共生する木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システムの構築・商慣行定着を目指して、下記の事業を実施します。

○研究開発項目 [2] 木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証事業（助成事業）

木質バイオマス燃料の生産システム全体の安定化・効率化に資する技術開発の一環として、チップ・ペレットに関する実証事業につき、2024 年度第 2 回の公募を実施します。

技術相談：2024 年 8 月中旬に公募開始の予定です。

予告については以下の URL をご参照ください。

なお、技術的な相談は公募開始前に NEDO 担当までお問い合わせください。

連絡先 NEDO 新エネルギー部バイオマスグループ：bio-forest@ml.nedo.go.jp

公募予告 URL：https://www.nedo.go.jp/koubo/FF1_100405.html

※「近畿 FIT・FIP 通信」は、近畿経済産業局独自のメールサービスです。

※本メールの送信元アドレスは送信専用です。

送信元アドレスに返送されても応答できませんのでご了承ください。

※本メールは、「近畿FIT・FIP 通信」に登録いただいているメールアドレスにお送りしております。

※受信メールアドレスの追加・変更・削除がある場合は、以下の URL より手続きをお願いいたします。

<http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/tsushin/tsushin.html>

※本サービスに関する問合せ先

経済産業省近畿経済産業局 エネルギー対策課

〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44

Tel : 06-6966-6043 (直通)
